

幼保連携型認定こども園 榛東中央こども園 重要事項説明書

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年榛東村条例第 22 号）」に定める第 2 章「特定教育・保育施設の運営に関する基準第 5 条」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意ください内容を説明するものです。

1 事業者の運営主体

法人の名称	社会福祉法人 榛栄会
法人の所在地	北群馬郡榛東村山子田 2531 - 19
法人の電話番号・FAX	TEL 0279-55-0008 FAX 0279-55-0010
代表者氏名	理事長 飯塚 久世
設立年月日	平成 9 年 7 月 9 日

2 特定教育・保育を提供する施設について施設の概要

(1) 施設の所在地等

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	榛東中央こども園
所在地	北群馬郡榛東村山子田 2531 - 19
電話番号・FAX	TEL 0279-55-0008 FAX 0279-55-0010

(2) 施設の運営の方針

運営の方針	本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供する。園児一人一人の最善の利益を考慮し運営する。
-------	---

(3) 開園日

開園日	区分	開園曜日
	1号認定	月曜～金曜日
	2号・3号認定	月曜～土曜日

(4) 開園時間・保育時間

開園時間・保育時間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	開園時間	午前 7 時～午後 6 時	午前 7 時～午後 6 時
	保育時間	午前 8 時～午後 4 時	午前 8 時～午後 4 時
	共通利用時間	午前 9 時～午後 2 時	

(5) 延長保育、預かり保育提供可能な日と時間帯

時間帯	区分	月曜～金曜日	土曜日
	教育標準時間	午後2時～午後4時	午前8時～午後4時
	保育標準時間	午後6時～午後7時	午前7時～午後7時
	保育短時間		午前8時～午後4時

(6) 閉園日・開園時間の短い日

内容	期間・時間	備考
年末年始	12月29日～1月3日 (日曜を含む場合は、日にちが変わります)	全園児
教育時間設定 除外日	学年始め休業日(4月1日～入園式前日) 夏季休業日(8月中旬希望保育期間) 冬季休業日(12月下旬～1月初旬希望保育期間) 学年末休業日(3月下旬希望保育期間)	1号認定
土曜・日曜行事 開催に伴う振替 休日	保育参観 6月中旬 お泊まり保育(年長児) 6月下旬 夏祭り 7月下旬 運動会 10月上旬 クリスマスの集い 12月中旬	1号認定児は、左記行事実施後の原則月曜日は振替休日となりますが、必要に応じて預かり保育を実施します。

(7) 職員体制

園長	飯塚 久世
----	-------

職名	員数
園長	(常勤) 1名
副園長	(常勤) 1名
主幹保育教諭	(常勤) 1名
保育教諭	(常勤) 15名 (非常勤) 8名
看護師	(常勤) 1名 (非常勤) 2名
栄養士	(常勤) 1名 (非常勤) 2名
事務	(常勤) 1名 (非常勤)
公仕	(常勤) (非常勤) 1名
園医	(常勤) (非常勤) 4名
園薬剤師	(常勤) (非常勤) 1名

※ 教諭等の員数は、園児数等により変動することがあります。

3 提供する特定教育・保育の内容・費用・入園児の書類等について

(1) 提供する特定教育・保育の内容について

項目	時間	内容
基本の特定教育・保育	午前7時00分	登園開始(早朝保育)
	午前8時00分	登園開始(保育短時間) 自由遊び
	午前9時00分	登園(教育標準時間) クラス別教育・保育開始
	午前9時30分	おやつ(未満児のみ)
	午前11時30分～	昼食
	午後1時00分	午睡
	午後2時00分	クラス別教育終了

	午後 3 時 00 分 午後 4 時 00 分 午後 6 時 00 分	おやつ お迎え（保育短時間） お迎え（保育標準時間）
延長保育、預かり保育	午後 2 時 00 分 午後 3 時 00 分 午後 4 時 00 分 午後 6 時 00 分 午後 7 時 00 分	預かり保育開始（1号認定） おやつ お迎え 延長保育開始 お迎え（最終）
保育内容（外部講師等）		○和太鼓＜年長児＞ ○スイミングスクール＜年長・年中児＞ ○英語遊び＜年長・年中・年少児＞ ○異年齢リズム遊び＜全園児＞など
主な年間行事	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	入園式 親子旅行・個人面談 保育参観・お泊まり保育 夏祭り・七夕 ぶどう狩り 祖父母交流会 運動会・園外保育 5歳児上野旅行 発表会・クリスマスの集い お正月遊び会・スキー教室（年長児） 節分・保育参加（参観）・入園説明会 餅つき大会 ひな祭り・仲良し遠足・卒園式
その他の便宜の提供		アレルギー除去食

※ 保育短時間の方は 8:00～16:00 の間利用できます。

(2) 保育料・実費徴収金について

保育料等	金額	備考
保育料（0、1、2歳児）	榛東村が定めた額	住民税により榛東村が決定します※
給食費（3、4、5歳児）	5,500円	月額 主食代 1,000円 副食費 4,500円
預かり保育料（1号認定児）	200円	日額
	2,000円	月額
実費徴収金	金額	備考
保護者会費	500円	月額
絵本代	500円程度	月額（各クラスによって異なります）
親子旅行代	実費	年1回の親子旅行月の徴収
スイミング代	3,000円	月額（不参加時には減額します）
年長児スキー教室	実費	約 4,500円（スキーレンタル・昼食・バス）

- ①保育料（0、1、2歳児）・給食費（3、4、5歳児）は、毎月 27 日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）に口座振替を行います。指定日に引き落とし不能とならないよう、残高をご確認ください。引き落とし不能の場合には、現金での納入となります。
- ②実費徴収分及び預かり保育料（1号認定児）は、毎月 25 日に集金をします。釣り銭のないよう、前もってご準備ください。封筒の各月欄に領収印を押し、領収書と見なします。年度末に封筒をお返しします。
- ③臨時で集金する場合には、前もってご連絡いたします。

④保育料及び実費徴収金が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。

※市町村民税の賦課決定時期が6月頃となることから、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。★4月～8月分の保育料 前年度の市町村民税額で算定

★9月～3月分の保育料 今年度の市町村民税額で算定

(3) 障害児の受け入れ体制について

障害がある園児の受け入れに際しては、教育・保育の方法について保護者の方とともに十分な話し合いを持たせていただき、最善のあり方を検討してまいります。療育手帳や障害者手帳をお持ちの場合は、必ずご提示下さい。

(4) 入園・進級時の提出書類

入園・進級時には、以下の書類を提出していただきます。

- ①家庭状況調査票当園所定の教育・保育台帳
- ②緊急時連絡票
- ③預金口座振替依頼書
- ④その他、園が必要とする書類

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ①在園児への虐待・暴力行為
- ②医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④職員の施設内での飲酒・喫煙
- ⑤在園児又は保護者等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 飯塚 久世
-------------	----------

5 秘密の保持並びに個人情報保護方針

秘密の保持及び個人情報の管理	<p>○本園では、保護者から提出された書類に記された氏名・住所・電話番号・生年月日等、個人が特定・識別できる情報、職務遂行上知り得た秘密等につきましては、「個人情報の保護に関する法律」や「児童福祉法」等、関連する法令（以下「法令」という）を遵守し、その利用目的を明確にして厳重に管理します。</p> <p>○また、個人情報は適切な手段により収集し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱いいたしません。利用目的を変更した時はお知らせします。</p>
個人情報の利用目的	<p>○入園時および在園中に本園所定の手続きにおいて収集する個人情報の利用目的は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入園に関する業務(2) 保護者との連絡に関する業務(3) 園児の保育に関する業務(4) 園児の記録管理に関する業務(5) 園児の健康状態把握に関する業務(6) 卒園児の確認に関する業務

個人情報の提供	○ただし、本園では、上記業務の一部(健康診断等)を業者に委託することがあります。業務委託につきましては、法令の規定に基づき、業務委託に必要な情報の全部または一部を提供いたします。
個人情報の開示	○本園では、個人情報は原則として第三者には開示しませんが、法令に基づく開示業務を行う場合や園児・保護者の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、および、緊急の必要があり、かつ個別の承諾を得ることができない場合には、情報を開示する場合があります。
教育諸活動での利用	○本園の教育諸活動に関する記録写真・VTR等における個人情報の扱いについては、保護者への報告の必要上、明らかに個人が特定できると判断されるもの以外は、保護者の同意なく、ホームページやクラスだよりおよび研究報告書などに掲載・使用することがあります。

6 相談窓口について

(1) 園内での窓口

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者	主幹保育教諭 野原 美代子
	電話番号	0279-55-0008
	受付曜日・時間	月曜～金曜日 8:00～17:00

※直接受付以外でも、玄関に設置してある苦情相談BOXや電子メール等でも受け付けておりますの、ご活用下さい。電子メール (shinto-tyuo@sunny.ocn.ne.jp)

(2) 園以外の相談窓口

当園以外の相談・苦情等窓口	第三者委員	主任児童委員 小貫 広子 主任児童委員 小池 香織
	県子育て支援課	027-226-2626
	榛東村住民生活課	0279-54-2211

7 緊急時の対応について

教育・保育中に園児の状況に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、村・保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	施設の欠陥、管理、又は保育教諭の指導監督上のミス等により、乳幼児または他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損、汚したりした場合に、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う制度です。

9 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。村指定の避難所は、榛東北小になります。

10 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育・保育の実施ごとに、実施日・内容等を記録し保管するとともに、日々の連絡帳等で保護者へお伝えすることで確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写に係る実費を請求させていただきます）の交付を請求することができます。

11 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1) (2)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 正当な理由がなく、保育料が2ヶ月以上未納の場合
- (2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合
- (3) 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または他の利用者（園児・保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号(3)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合